

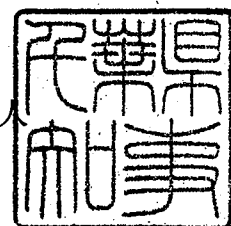
県営土地改良事業変更計画の概要等の公告

このたび、香取市の一部を受益地域とする県営堀之内地区土地改良事業（区画整理）計画を変更したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、下記事項を記載した書類とともにこの旨公告します。

なお、この事業の変更後の地区となるべき地域内にある農用地の所有者でその農用地につき耕作若しくは養畜の業務を営まない者又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づき使用収益している者でその農用地又は土地につきこの県営土地改良事業に参加しようとする者は、同法第3条の規定により令和7年9月17日までに香取市農業委員会に申し出てください。

令和7年9月5日

千葉県知事 熊谷 俊



記

- 1 県営堀之内地区土地改良事業（区画整理）変更計画の概要
- 2 当該土地改良施設に係る予定管理方法等
- 3 当該土地改良事業の施行に係る地域を記載した書面
- 4 当該土地改良事業の事業費の負担区分の予定を記載した書面
- 5 土地改良法第91条の規定による分担金等の納入方法及び負担基準の予定を記載した書面
- 6 特別徴収金に関する事項を記載した書面

県営堀之内地区土地改良事業（区画整理）計画の概要**1. 目 的**

堀之内地区は県北東部にあり，東関東自動車道大栄 I C から北へ約 7 k m に位置している。

本地区は国道356号及びJR総武成田線と上八間川に挟まれた平坦な水田地帯であり，両総土地改良区域の受益地とする経営体育成基盤整備事業を計画するものである。

地区内には営農意欲の高い農家が多く存在することから，農地流動化を促進し，将来の担い手となる経営体の育成を図り，農業経営の安定合理化と地域の活性化に資することを目的とする。

2. 地区の所在及び現況**(1) 所在地及び範囲****ア. 所在地**

千葉県香取市堀之内地先他

イ. 範 囲

方 位	表 示
東 限	県営ほ場整備事業 谷中地区との境界
西 限	団体営ほ場整備事業 西部田地区との境界
南 限	東日本旅客鉄道（株）成田線との境界
北 限	香取市昭和町地先との境界

(2) 現 況**ア. 地形，地質**

本地区は一級河川大須賀川と上八間川に挟まれた標高1.3～2.5mの平坦な水田地帯である。

土質は第4紀新層に属する沖積層であり，土壌は強グライ土壌で湿田である。

イ. 気 象

本地区の年平均の気温は約14.4℃と概ね温暖であり，年間降水量は1,670mm程度で，農作物の生育に適している。

ウ. 水利状況

本地区の用水源は河川水で確保されているが，用水路（土水路）の機能低下が農作業の支障となっている。

排水は小排水路（土水路）より排水樋管を通じて上八間川へ排水される。上八間川の水位は両総第1排水機場及び川尻水門により管理されており、湛水被害は免れているが、最低田面は1.30mと低いため乾田化が図られていない状況にある。

(3) 施行に係る地域の面積

単位：ha

農用地	道水路等 施設用地	非農用地			計
		令第1条の9 ()書きの土地	農用地利 用計画地	その他の 非農用地	
() 72.3	() 7.0	(-) —	(-) —	() 0.5	() 79.8

3. 基本計画

(1) 全体計画の概要

ほ場の大区画乾田化、用水のパイプライン化等の整備を実施することにより、低コスト省力型農業が可能な優良農地を確保する。

また、農作業の受委託による中核農家への生産の集約を行い、共同利用機械・施設についても整備を検討し、生産性の高い農業を展開していく方針である。

(三面水路)

一方、支線排水路は二面水路により整備するが、さかな等の上八間川と支線排水路間の往来を可能とし、さらに、隠れ場として魚巢ブロックを設置することにより環境との調和を図る。

ア. 面積

()

事業面積 79.8 ha

イ. 土地利用計画

単位：ha

計画 現況	水田	畑	樹園地	輪換 耕地	小計	道路	水路	その他	非農 用地	計	割合 (%)
水田	() 7.8	(-) —	(-) —	() 62.6	() 70.4	(-) —	(-) —	(-) —	() 0.3	() 70.7	() 88.6
畑	(-) —	() 1.0	(-) —	(-) —	() 1.0	(-) —	(-) —	(-) —	(-) —	() 1.0	() 1.3
樹園地	(-) —	(-) —	(-) —	(-) —	(-) —	(-) —	(-) —	(-) —	(-) —	(-) —	(-) —
輪換耕地	(-) —	(-) —	(-) —	(-) —	(-) —	(-) —	(-) —	(-) —	(-) —	(-) —	(-) —
小計	() 7.8	() 1.0	(-) —	() 62.6	() 71.4	(-) —	(-) —	(-) —	() 0.3	() 71.7	() 89.8
道路	(-) —	(-) —	(-) —	(-) —	(-) —	() 4.5	(-) —	(-) —	(-) —	() 4.5	() 5.6
水路	(-) —	() 0.6	(-) —	() 0.3	() 0.9	() 0.3	() 2.2	(-) —	(-) —	() 3.4	() 4.3
宅地等	(-) —	(-) —	(-) —	(-) —	(-) —	(-) —	(-) —	(-) —	() 0.2	() 0.2	() 0.3
非農用地	(-) —	(-) —	(-) —	(-) —	(-) —	(-) —	(-) —	(-) —	(-) —	(-) —	(-) —
計	() 7.8	() 1.6	(-) —	() 62.9	() 72.3	() 4.8	() 2.2	(-) —	() 0.5	() 79.8	() 100
割合 (%)	() 9.8	() 2.0	(-) —	() 78.8	() 90.6	() 6.0	() 2.8	(-) —	() 0.6	() 100	

ウ. 作付計画

水稻を主体とし、耕畜連携の戦略作物である新規需要米（飼料用米）並びに稲ホールクロッ

プサイレージ（稲WCS）を導入する計画とする。

エ. 工事計画

① 整地計画

現況の小区画（10a）を標準区画（30a），大区画（50～100 a）に拡大し，作業効率の向上を図る。

② 道路計画

周辺の幹線道路及び既設道路と集出荷体系や区画割を考慮して整備する。

③ 用水計画

地区内排水路（調整池）に2ヶ所揚水機場を新設し、大須賀川からの用水と反復水を排水路（調整池）に集水して、パイプラインにより配水する計画である。

④ 排水計画

計画基準雨量（確率1/10年）に基づき，4時間雨量4時間排除で排水する計画とする。

⑤ 暗渠排水計画

大型機械の導入及び水田の汎用化を図るため，暗渠排水を計画する。

(2) 工区を設定する旨及びその理由

本地区は一体的な農地流動化計画を図るため，1工区として設定する。

4. 工事の要領

(1) 非農用地区域以外の区域（農用地区域）に係る工事の概要

主要工事計画

工 種	工 事 概 要
整 地 工	(〃) (〃) 区画整理 A= 71.7ha (内, 畑 A= 1.2ha) 水田 : 30a ～100 a 区画
道 路 工	(2.5) 支線道路 AS舗装 W= 5.0/6.0 L= 2.5 km (1.6) 支線道路 砂利舗装 W= 5.0/6.0 L= 1.8 km (2.9) 耕作道路 砂利舗装 W= 4.0/5.0 L= 3.1 km (7.1) 総延長 L= 7.4 km
用水路工	揚水機場 2ヶ所 新設 (6.9) パイプライン φ300～φ75 mm L= 8.0 km

排水路工	(〃)	(三面水路) (H1.2×B1.2～2.5)	(0.7)
	支線排水路	二面水路 H1.2×B1.0	
		H1.2×B2.0～H1.2×B3.5	L= 0.8 km
	(〃)	(三面水路) (H0.9×B0.8～H0.9×B1.0)	(2.0)
	小排水路	二面水路 H0.9×B0.8～H1.2×B1.4	
		H0.6×B1.0～H0.6×B1.6	L= 2.0 km
	(〃)	(U450～U600)	(2.6)
	U字溝	U600	L= 3.0 km
	(〃)		(0.5)
	土水路		L= 0.0 km
			(5.8)
		総延長	L= 5.8 km
暗渠排水工	(62.9)	(吸水管 φ 50 mm, 集水管 φ 75 mm))	
	暗渠排水 A= 71.1 ha	(吸水管 φ 50 mm, 集水管 φ 65～125 mm)	

(2) 非農用地の位置及び規模並びに工事の概要

種 類	位 置	面積(㎡)	換地の手法	予定取得者
ライスセンター等用地	香取市堀之内	(〃) 3,063	異種目換地	(〃) 2名
宅地用地	香取市堀之内	(〃) 2,042	特定用途用地 換地	(〃) 3名(共有)
計		(〃) 5,105		

(3) 工事の着手及び完了の予定時期

(〃)

着 手 : 平成30年度
(平成35年度)

完了予定 : 令和9年度

5. 換地計画の要領

(1) 換地計画樹立の必要性

本事業を実施し、将来構想を見据えた区画整理工事や道水路等の整備とともに、農地の集団化を図るため、換地計画を樹立する。

(2) 換地計画樹立の基本方針

ア. 従前地の地積の基準

換地交付の基準とする従前の土地の地積は、土地改良事業に係る計画決定の日の登記簿地積とする。

ただし、上記の日から1か月以内に測量士、測量士補または、土地家屋調査士の測量した実測図及び隣接所有者の同意書を添付して申し出があった場合には、その申し出のあった地積とする。

イ. 農用地集団化の方法

区分 換地区	地帯別・グループ別団地の設定	個人別換地の方法		
		位置選択	一戸当たり目標団地数	区画畦畔の取扱い
全 区	集落別・地目別 集団化	各人の従前の土地が最も密集した位置を中心に定めるが、育成すべき経営体への農用地の利用集積を図る。	(〃) 概ね 2	(〃) 移動畦畔

ウ. 非農用地の換地方針

区分 換地区	種 類	非農用地区域 の位置の概略	面 積 (㎡)	換地の手法	換地の取得 予 定 者
全 区	ライスセンター等用地	香取市堀之内	(〃) 3,063	異種目換地	(〃) 個人 2 名
	宅地用地	香取市堀之内	(〃) 2,042	特定用途用地 換地	(〃) 個人 3 名 (共有)
	計		(〃) 5,105		

エ. 清算の方法

換地計画において定める徴収、又は交付すべき清算金額は、換地の評価総額と従前の土地の評価総額との差額を従前の土地の総面積で除して得た額に従前の土地の面積を乗じて得た額を従前の土地評価額に加えた換地交付基準額を定め、これと換地の評価額との差額とする比例地積清算方法をとる。

(3) 土地改良法第5条第6項に規定する国有地等の編入承認に係わる地積

用途 区分	公 用 公 共 用 地 (ha)				一般国有地 (ha)	合 計 (ha)
	国有地	県有地	市町村有地	計		
道 路	(-) -	(-) -	(〃) 4.5	(〃) 4.5	(-) -	(〃) 4.5
水 路	(-) -	(-) -	(〃) 3.4	(〃) 3.4	(-) -	(〃) 3.4
田	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
計	(-) -	(-) -	(〃) 7.9	(〃) 7.9	(-) -	(〃) 7.9

(4) 換地処分の際の時期に関する特則

本地区については、地区の全部について区画変更工事が完了し、確定測量が行われたときは、土地改良法第89条の2第10項で準用する法第54条第2項本文の規定にかかわらず、換地処分を行うことができる。

6. 費用の概算

	(1,104,000,000)
概算総事業費	1,999,000,000 円
	(1,077,000,000)
内訳 事業費	1,947,000,000 円
	(27,000,000)
事務費	52,000,000 円

ただし、上記事業費は物価の変動による増減、または、国の地区採択事業費の増減（施行地域の変更及び土地改良法施行規則第38条の2に規定する事項に係る事業費の増減の場合を除く。）により修正する場合もある。

7. 効 用

	(1.32)
総費用総便益比＝	1.15

単位：千円

作物生産効果	営農経費節減効果	維持管理費節減効果	その他効果	計
(40,465) 51,086	(62,575) 85,452	(△9,709) △11,790	(4,260) 19,618	(97,591) 144,366

8. 他事業との関連

関 連 事 業 名	事 業 種 目	事 業 の 概 要
・ 国営両総農業水利事業 八間川排水路工事	・ 排水路工	・ 排水路工 L=3.2km、
・ 県営湛水防除事業 上八間川排水路工事	・ 排水路工	・ 排水路工 L=3.7km、

9. 計画概要図

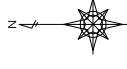
別紙のとおり

計画変更説明図

縮尺 1/2,500

千葉県香取市 堀之内地区

図1のち



第1排水機場

第2排水機場

香取市からの排水路
(指定利用)

工種	築構工
内容	①一部箇所表土敷い不要による減(工) 工事費 26,000千円減

工種	用水路工
内容	①延長の増による増(事) ②管種変更、管径設計による増(工) 工事費 219,000千円増

工種	排水路工
内容	①土水路の構造設計による増(工) ②排水路の規格変更による増(工) ③軟体板、簡易ウエル、水替え工の追加による増(工) ④交通指導員の常時配置による増(工) 工事費 346,000千円増

工種	道路工
内容	①延長の増による増(事) ②道路造成用土の購入による増(工) 工事費 137,000千円増

工種	調整排水工
内容	①調整排水面の増による増(事) ②吸水時間間の変更による増(工) 工事費 90,000千円増

凡	例	記号	事項
			事業区域境界
			幅員田
			畑
			地区外
			田圃かん受益
			非農用地
			排水機場
			支線道路A
			支線道路B
			耕作道路
			既設道路
			支線排水路
			小排水路
			既設排水路

変更後の県営堀之内地区土地改良事業計画の概要

1 変更理由及び内容

本地区は、当初計画時に想定していた諸条件が、実施における段階で変更が生じた結果、工法の見直しを行い、事業費の増が10%以上生じたため、事業計画を変更する。

2 事業量等変更内訳

（1）受益面積の変更

変更なし。

	田 (ha)	畑 (ha)	計 (ha)	備 考
変 更 前	70.7	1.6	72.3	
変 更 後	70.7	1.6	72.3	
増 減	0.0	0.0	0.0	0.0%

（2）主要工事計画の変更

ア 整地工

事業量変更なし。

整地工実施範囲内の面積A=31.0haにおいて、表土扱いが不要となったことから、事業費を減とする。

	整地工 (ha)	備 考
変 更 前	71.7	
変 更 後	71.7	
増 減	0.0	0.0%

イ 用水路工

用水路線の見直しにより、用水路延長を1.1km増とする。

設計基準の変更によるVU管からVP管への管種変更、及び揚水機場工の再見積もりを行った結果から、事業費を増とする。

	用水路工 (km)	揚水機場工 (箇所)	備 考
変 更 前	6.9	2	
変 更 後	8.0	2	
増 減	1.1	0	15.9%

ウ 排水路工

事業量変更なし。

土質調査及び現場掘削等の結果により、水路護岸構造の変更及び仮設工の追加が必要となったことから、事業費を増とする。

	排水路工 (km)	備 考
変 更 前	5.8	
変 更 後	5.8	
増 減	0.0	0.0%

エ 道路工

詳細設計の結果により、道路延長を 0.3km 増とする。

関係機関との調整の結果、他事業から受け入れを予定していた土砂が道路盛土材の規格に適さないことが判明し、道路造成用土の購入が必要になったことから、事業費を増とする。

	道路工 (km)	備 考
変 更 前	7.1	
変 更 後	7.4	
増 減	0.3	4.2%

オ 暗渠排水路工

詳細設計の結果、地下水位が想定より高く、排水不良の恐れがあることから、暗渠排水面積を 8.2ha 増とする。

詳細設計の結果により、暗渠管の敷設工法の変更を行ったことから、事業費を増とする。

	暗渠排水工 (ha)	備 考
変 更 前	62.9	
変 更 後	71.1	
増 減	8.2	13.0%

3 事業費変更内訳

前記の理由により、870,000 千円 の増となる。

	工 事 費 (千円)		増 減	備 考
	変 更 前	変 更 後		
整地工	221,000	195,000	△26,000	△11.8%
用水路工	201,000	420,000	219,000	109.0%
排水路工	254,000	600,000	346,000	136.2%
道路工	33,000	170,000	137,000	415.2%
暗渠排水工	130,000	220,000	90,000	69.2%
小 計	839,000	1,605,000	766,000	91.3%
測量設計費等	212,000	295,000	83,000	39.2%
工事雑費	26,000	47,000	21,000	80.8%
計	1,077,000	1,947,000	870,000	80.8%

$$\text{変動率} = \frac{\text{変更後事業費} - (\text{変更前確定事業費} + \text{自然増})}{\text{変更前確定事業費}} \times 100$$

$$= \frac{1,947,000 - (1,077,000 + 104,100)}{1,077,000} \times 100$$

$$= 71.1 \%$$

当該土地改良施設の予定管理方法等

1 土地改良施設の予定管理者

住 所：千葉県東金市東金 1 1 6 3
管理者名：両総土地改良区 理事長 森 英介

住 所：千葉県香取市佐原 2 1 2 7
管理者名：香取市長 伊藤 友則

2 管理すべき施設の種類

施設名	種類	構造	数量	予定管理者
用水施設	用水管路	φ 75～φ 300	(6, 911m) 8, 031m	両総土地改良区
	揚水機場 渦巻ポンプ	(φ 250×20kw×2台 陸上ポンプ) φ 250×30kw×2台 陸上ポンプ	2ヶ所	両総土地改良区
排水路	支線排水路	(三面水路H1200×B1200～H1200×B2500) 二面水路H1200×B1000 B型柵渠H1200×B2000～H1200×B3500	(680m) 836m	両総土地改良区
	小排水路	(三面水路H900×B800～H900×B1000) (U字溝 U450～U600) (土水路) 二面水路H900×B800～H1200×B1400 B型柵渠H600×B1000～H600×B1600 U字溝 U600	(2, 015m) (2, 613m) (473m) 1, 969m 3, 075m	両総土地改良区
道路工	支線道路 (市道)	B6. 0 (5. 0) アスファルト舗装	(2, 507m) 2, 518m	香取市
	支線道路 耕作道路	B6. 0 (5. 0) 砂利舗装 B5. 0 (4. 0) 砂利舗装	(1, 643m) 1, 758m (2, 913m) 3, 067m	両総土地改良区

3 貯水、放流、取水又は排水に関する基本的事項

- ア. かんがい期間 毎年 4 月 26 日～8 月 31 日
イ. 取水量 0. 225m³/s(水利権水量 0. 225)、揚水機場 2 ヶ所
ウ. 計画基準雨量 R=208. 9mm/day 1/10 確率日雨量
エ. 計画排水量 4 時間雨量 4 時間排排除 q=2. 368m³/s/km²

4 管理に要する費用の概算及びその負担の方法

- ア. 維持管理費 年間 (約 7, 093 千円) 約 13, 949 千円
イ. 負担の方法

用水施設に係る管理費は両総土地改良区の定款、規約の定めるところに従い、賦課金として賦課徴収する。
香取市が管理する施設については市が負担する。

5 その他管理方法に関する基本的事項

用水施設は、両総土地改良区の定款、規約、維持管理計画書の定めるところに従い管理する。
排水路、道路工については、香取市が管理する。
また、土地改良施設が土地改良法第 54 条の 2 第 6 項（機能交換）の規定に該当し、他目的使用に係る許可等（自ら使用する場合も含む）の承認については「千葉県土地改良財産管理規則」の第 20 条を準用するものとする。

当該土地改良事業の施工に係る地域を記載した書面

市町村	大字	字	地 番																
香取市	堀之内	一町田	89	90	91	92	93	94	95-1	95-3	96	97	98-1	98-3	99-1	99-2	100	101	102
			103	119	120-1	120-2	121	122	123	124	125	126	127-1	127-2	128	129	130	131	132
			133	134	135	136	137												
		新道	166	167-1	167-2	168	169	170	171	172	173-1	173-2	174	175	176	177	178	179	180
			181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194-1	194-2	195	196
			197	198	199	200-1	200-2	201	202	203	204-1	204-2	205	206-1	206-2	206-3	215-1	215-2	216
			217	218-1	218-2	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232
			233-1	233-2	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248
			249-1	249-2	250	251-1	251-2	252	253	254	255	256							
		立町	265	266	267	268	269-1	269-2	270	271	272	273-1	273-2	274-1	274-2	275	276	277	278
			279	280	281	282	283	284-1	284-2	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294
			295	296	297	298	299	300	301-1	301-2	302	303	304	305	306	307	315	316	317
			318	319	320	321	322	323	324	325	326-1	326-2	327	328	329	330	331	332	333
			334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345-1	345-2	346	347	348	349
			350	351	352	353	354	355	356	357	358								
		榎町	365	366-1	366-2	367	368	369	370	371	372	373	374-1	374-2	375	376	377	378	379
			380	381-1	381-2	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395
			396	397	398	399	400	401	402-1	402-2	403	404	405	406	407	408	414	415-1	415-2
			416	417-1	417-2	418	419	420	421	422	423-1	423-2	424	425	426	427	428	429	430
			431	432	433	434	435-1	435-2	436	437	438-1	438-2	439	440	441-1	441-2	442	443	444
			445-1	445-2	446-1	446-2	447-1	447-2	448	449	450-1	450-2	451-1	451-2	452-1	452-2	452-3	453	454
		小沼	455	456-1	456-2	457	458-1	458-2	458-3	473									
			462	463	464	465	466	467-1	467-2	468	469	470	471	472-1	472-2		474	475	476
			477	478	479	480-1	480-2	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492
			493	494	495	496-1	496-2	497	498	499	500	501	502	503-1	503-2	503-3	504	505	506-1
			506-2	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522-1	522-2	523
			524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540
			541	542	543	544	545	546	547	548	549	550	551	552-1	552-2	553	554-1	554-2	

市町村	大字	字	地 番																	
香取市	堀之内	飯森塚	556-1	556-2	557	558	559	560-1	560-2	560-3	560-4	561	562	563	564	565	566	567	568	
			569-1	569-2	570	571	572	573	574	575-1	575-2	576	577	578	579-1	579-2	580	581	582	
			583	584	585	586	587-1	587-2	588	589	590	591	592	593	594	595	596	597	598-1	
			598-2	599	600	601	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612-1	612-2	613	614	
			615	616	617	618	619	620	621	622	623	624	625	626	627	628	629	630	631	
			632	633	634	635	636	637	638	639	640	641	642	643-1	643-2	644	645	646	647	
			648	649																
			中島	650	651	652	653	654	655	656	6.57	658	659	660-1	660-2	661	662	663	664	665
		666		667	668	669	670	671	672	673	674	675	676	677	678	679	680-1	680-2	681	
		682		683	684	685	686	687	688	689-1	689-2	690-1	690-2	690-3	690-4	691-1	691-2	692	693	
		694		695	696	697	698-1	698-2	698-3	698-4	699	700	701-1	701-2	701-3	702	703	704	705	
		706		707	708	709	710	711	712	713	714	715	716	717	718	719	720	721	722	
		723		724	725	726-1	727-1	727-2	728	729	730	731-1	731 -3	732	733	734	735	736	737	
		738-1		738-3	739	740	741	742	743	744	745									
		鳥羽田	747-1	747-2	747-3	748	749	750	751-1	751-2	751-3	752	753	754	755	756	757	758	759	
			760	761	762	763	764	765	766-1	766-2	768	769	770	771	772	773	774	775	776	
			777	778	779	780	781-1	781-2	781-3	782	783	784	785-1	785-2	785-3	786	787	788	789	
			790	791-1	791-2	792	793-1	793-2	794	796-1	796-2	796-3	798-1	798-3	799-1		799-4	800-1	800-3	
			801-1	801-3	802	80311	803-2	805	806	807	808	809	810	811	812	813	814	815	816	
			817	818	819	820-1	820-2	821	822	823-1	823-2	824	825	826	827	828	829	830	831	
			832	833	834-1	834-2	834-3	835	836	837	838	839-1	839-2	840	841	842-1	842-2	842-3		
		谷原田	843-1	843-2	844-1	844-2	844-3	845	846	847	848	849	850-1	850-2	851-1	851-2	852	853	854	
			855	856	857-1	857-2	857-3	862	863	864	865	866	867-1	867-2	868	869	870	871	872	
			873	874	875	876	877	878	879	880	881	882	883	884	885	886	887	799-3		
	昭和町	に	365	366	367	368	369													

当該土地改良事業の事業費の負担区分の予定を記載した書面

(単位:千円)

補助申請予定事業名	区分	国庫補助金	県負担金	市負担金	賦課金	計
農地整備事業 (区画整理事業)	工事費(工事雑 費を除く)	(50%) 55% (525,500) 1,045,000	30% (315,300) 570,000	10% (105,100) 190,000	(10%) 5% (105,100) 95,000	100% (1,051,000) 1,900,000
	工事雑費	— —	80% (20,800) 37,600	10% (2,600) 4,700	10% (2,600) 4,700	100% (26,000) 47,000
	事務費	— —	80% (21,600) 41,600	10% (2,700) 5,200	10% (2,700) 5,200	100% (27,000) 52,000
	計	(525,500) 1,045,000	(357,700) 649,200	(110,400) 199,900	(110,400) 104,900	(1,104,000) 1,999,000

土地改良法第 9 1 条の規定による分担金等の納入方法 及び負担基準の予定を記載した書面

1 受益者分担金

(1) 分担金の納入方法の予定

土地改良法第 91 条第 4 項の規定に基づき、「県営土地改良事業分担金等徴収条例」の定めるところに従い、両総土地改良区が組合員に代えて分担金を負担する。

両総土地改良区は、定款の定めるところに従い、分担金に相当する金銭をこの土地改良事業の施行に係る地域内の土地につき同法第 3 条資格者から賦課金として賦課徴収する。

(2) 分担金の負担基準の予定

地積割とする。

2 市町村負担金

土地改良法第 91 条第 6 項の規定に基づき、「県営土地改良事業分担金等徴収条例」の定めるところに従い、香取市が分担金の一部を負担する。

特別徴収金に関する事項を記載した書面

県営堀之内地区土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき、土地改良法第 3 条に規定する資格を有する者が、当該土地を当該県営土地改良事業の計画において、予定する用途以外の用途（以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をし、又は自ら目的外用途に供した（当該土地を目的外用途に供するため、所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）ことに伴い、千葉県条例に定めるところにより、特別徴収金を両総土地改良区が県に納付しなければならないことになった場合には、これに充てるため、その徴収の原因となった行為をした者から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。